

労災保険に関する実務講座

～労災保険制度の概要と実務上のポイント～

労働災害について具体的な事例にそって取り扱いの概要を説明し、認定の要件や給付に関する手続きを解説いたします。経営者は勿論、人事・労務担当者のご参加を頂きたくご案内申し上げます。

(事業主様、人事・労務ご担当者様対象)

開催要領

- 日時：2024年9月26日(木) 10:30～15:30
- 場所：道特会館 5階大会議室A (札幌市中央区北2条西2丁目26番地)
- 講師：社会保険労務士法人 MIKATA 社会保険労務士 藤原 知子氏
- 受講料：会 員(お一人様) 6,600円(消費税込み)
一 般(お一人様) 8,800円(消費税込み)

※受講料は、請求書受領後に、開催日前日までに銀行振込にてお願いいたします。

尚、振込手数料は貴社にてご負担願います。また当日キャンセルの場合は、返金いたしませんのでご了承願います。

●振込先口座名：北海道経済連合会労働政策局

・北洋銀行本店(普)0009787 ・北海道銀行本店(普)0103293 ・北海道信用金庫本店(普)5040470

5. 申込期限：9月19日(木) ※但し、会場は定員になり次第締め切らせていただきます。

6. 参加申込：下段の二次元コード、URL または申込書記載の上フアクシミリにてお申込み願います。

※「会場参加」か「オンライン参加」を選択してください。ただし、「会場参加」が定員に達した場合は、「オンライン参加」のみの受付となります。

7. お問い合わせ：北海道経済連合会 労働政策局 担当 竹上・児玉 Tel:011-251-3592

※受講票は、請求書とともに発行いたします。会場受講の方は受講票を当日、ご持参ください。

「労災保険に関する実務講座」申込書(2024/9/26開催)

北海道経済連合会 労働政策局 行 (FAX:011-231-2311)

年 月 日

【個人情報の取扱いについて】

①本申込書でご記入いただく個人情報は、本セミナーに関するお知らせ、お問い合わせおよび開催・運営に関する事項の他、当会のプライバシーポリシーの利用目的の範囲で利用いたします。⇒<https://www.dokeiren.gr.jp/privacy/>

②ご記入いただいた個人情報は、本セミナーの講師、委託先に提供する場合があります(ただし、電話番号、FAX番号、E-mailアドレスを除きます)。①②の個人情報の取扱いに同意いたします(□にチェックを記入願います)

Q: この講座講習についてはどのようにして知りましたか? (該当番号に○印をお願いします)

1. 道経連HP 2. 道経連DM 3. 道経連通信 4. 道庁HP 5. 社内通知や上司・同僚
6. その他 ()

会社・団体名					
受講者	所属・役職等	フリガナ氏名	経験年数	年	
受講方法をお選びください		会場参加 ・ オンライン参加			
会場参加を希望の方は受講票の受取方法をお選びください		E-MAIL ・ FAX E-MAIL の場合はお申込み御担当者様宛となりますので必ずご記載ください			
オンライン参加を希望の方は視聴用URLを受取るためのメールアドレスをご記載ください					
申込担当者	所属・役職等	氏名			
	電話	FAX			
	E-mail address:				

<支払方法> () 月 () 日 <北洋、道銀、北海道信金>にて振込みます。

※上記、振込予定日、振込金融機関を記載願います。

二次元コード申し込みはこちらか⇒

URL から申し込みは→<https://forms.office.com/r/ZsMrqyzLtr>



【 講 座 内 容 】

1. 労災保険ってなんですか？

○ 労災を知るにはまずは労働保険から

- 労災保険は必要ですか？

2. 労災保険制度の概要

○ 労災保険から受けられる給付について

- 業務災害とは？
- 通勤災害とは？

3. 労災が起こった！その時どうする？－事故発生 of 報告を受けた場合－

○ 業務中の事故が発生した時の実務対応の流れ

- 従業員が休業することになった！賃金は払わないとダメですか？
- 死傷病報告の作成
- 第三者がいたときは？
- 自動車事故の場合の対応

4. 通勤中に従業員がケガ！－通勤労災 of 報告を受けた場合－

○ 通勤中の事故が発生した時の実務対応の注意点

- 業務災害と共通する点
- 休業する場合の対応

5. 労働災害を出さない職場づくりをめざして

○ 自社の労働災害の発生要因を知ろう

- 職場の安全を点検してみよう
- 従業員全員への教育、安全意識の啓発

6. 労災をもっと詳しく

- 精神疾患の労災認定について
- 複数業務要因災害とは

7. これって労災ですか？

- 事例をできる限りご紹介